

## 別紙「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」の一部改正新旧対照表（案）

		現 行	
改正後		全文改正	雇児発0930第4号 平成26年9月30日
一部改正	雇児発0410第9号 平成27年4月10日	一部改正	雇児発0410第9号 平成27年4月10日
一部改正	雇児発0331第18号 平成28年3月31日	一部改正	雇児発0331第18号 平成28年3月31日
<u>一部改正</u>	<u>子発※※第※月※日 合和※年※月※日</u>		
各 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長		
		厚生労働省雇用均等・児童家庭局長	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
		母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について	母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について
		母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について	母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について
		今般、次代の社会を担う子どもたちの健全な育成を図るために次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律により、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）が改正されたことに伴い、従来の「母子・父子自立支援プログラム策定等事業」を見直し、別紙「母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱」を定め、平成26年10月1日から適用することとしたので、本事業の適性かつ円滑な実施を図られたく通知する。各都道府県知事におかれましては、貴管内市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村に対して、この旨周知されようお願いする。	今般、次代の社会を担う子どもたちの健全な育成を図るために次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律により、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）が改正されたことに伴い、従来の「母子・父子自立支援プログラム策定等事業」を見直し、別紙「母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱」を定め、平成26年10月1日から適用することとしたので、本事業の適性かつ円滑な実施を図られたく通知する。各都道府県知事におかれましては、貴管内市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村に対して、この旨周知されようお願いする。
		なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。	また、平成19年4月17日雇児発第0417003号本職通知「母子自立支援プログラム策定等事業の実施について」は、平成26年9月30日付で廃止する。

		現 行
第1 (略)	別紙	母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱
改正後		<p>第1 目的 児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員（以下「策定員」という。）を設置し、個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）を策定し、これに基づき、生活保護受給者等就労自立促進事業（生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について（平成25年3月29日職業安定局長通知）といふ。「職業安定局長通知」という。）及び生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について（平成25年3月29日雇用均等・児童家庭局長及び平成25年3月29日社援発0329第77号社会・援護局長連名通知。）に基づく事業をいう。）や母子家庭等就業・自立支援事業等を活用することで、児童扶養手当受給者に対し、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施することを目的とする。</p> <p>第2 実施主体 実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村とし、広域的な対応が適当な地域については、共同実施を行うことができるものとする。 なお、実施主体は、母子・父子自立支援プログラム策定事業（以下「事業」という。）について、母子家庭等就業・自立支援センター（以下「センター」という。）、社会福祉法人、一般社団法人及び一般財団法人、特定非営利活動法人等に委託することができるものとする。</p> <p>第3 対象者 対象者は、原則として児童扶養手当受給者とし、児童扶養手当受給者のうち生活保護受給者については対象としないものとする。 なお、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者がからの暴力の被害者であつて、将来において児童扶養手当の受給が見込まれる者についても、実施主体が必要と認める場合には対象とすることができるものとする。</p> <p>第4 策定員について 1 策定員の選定に当たっては、下記の要件のいづれも満たす者のうちから、総合的に勘案して選定することとする。 (1) 公共職業安定所（以下「安定所」という。）の職員OBや企業の人事担当部局経</p>

改正後	現 行
	<p>験者等就業に関する相談の知識・経験がある者</p> <p>(2) 母子家庭及び父子家庭の福祉の増進に関して理解と熱意を有し、母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援のために積極的な活動を行うことができると認められる者</p> <p>なお、策定員については、母子・父子自立支援員や生活保護の就労支援員等との兼務も可能とすることとする。ただし、その場合は、他の業務の分量等に応じて費用の分担を行うこと。</p> <p>2 策定員は、児童扶養手当受給者の利便性等にも配慮して、福祉事務所、センター等に配置又は駐在することとし、策定員がセンターに置かれる場合など1か所で複数の福祉事務所を管轄する時は、策定員の担当する福祉事務所の管轄区域を事前に定めておくこと。</p>
	<p>第5 事業の内容等</p> <p>1 事業の内容</p> <p>本事業は、個々の児童扶養手当受給者の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより自立目標を設定したうえで、個々の児童扶養手当受給者のニーズに応じた子育て・生活支援や就業支援等の支援メニューを組合せたプログラムを策定して支援を行うとともにアフターケアを実施する事業であるが、その内容は次の通りである。</p> <p>(1) 面接の実施</p> <p>児童扶養手当受給者に対し、児童扶養手当の受給資格認定時・現況届提出時や保育所の申込み時等あらゆる機会を捉え、リーフレット等により母子・父子自立支援プログラム策定事業及び生活保護受給者等就労自立促進事業を周知するとともに、母子・父子自立支援員、センター等相談窓口へ来所した相談者のうち自立・就業に対する意欲のある者等（以下「相談者」という。）に対し、意向を十分確認した上で、順次個別に面接を実施すること。</p> <p>面接に当たっては、策定員が置かれている福祉事務所等の場所に限らず、相談者の希望に応じて出張相談等を行うこと。</p> <p>(2) プログラムについて</p> <p>ア プログラムの整備</p>

3 実施主体は、第5に定める事業の実施において、策定員の専門性の向上を図るために、  
キャリアコンサルタントによる講習会の開催等、策定員に対する必要な研修の実施に努め  
ること。

改正後	現 行
	<p>きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施するためには、相談後、自立に向けた課題を相談者とプログラム策定員が一緒になって整理・分析し、子育て・教育から就業支援等のメニューを組み合わせたプログラムを策定し、相談者のニーズに応じたプログラムを策定すること。</p> <p>プログラムの様式については、下記の内容を明確に記載できること。ただし、本人のプライバシーに深く立ち入る内容の記載欄は設けないこと。</p> <p>なお、別紙様式例又は厚生労働省において作成した「共通アセスメントツール」を参考にされたい。</p> <p>(7) 生活や子育て、健康、収入、就業の状況等、本人の現在の状況を理解するために必要な事項</p> <p>(i) 本人の自立・就業を阻害している要因及び課題</p> <p>(ii) 自立・就業阻害要因を克服するための支援方策の内容</p> <p>(iii) 自立目標</p> <p>(iv) 支援方策実施後の経過、自立・就業の進捗状況、支援内容等に対する評価</p> <p>(v) 面接者の見解、面接者が本人に対して行った指導、助言、対応等の内容</p> <p>イ プログラムの策定</p> <p>相談者の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取組等に対する評価・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより、自立目標や支援内容を設定し、これらを記載したプログラムを策定することとする。</p> <p>さらに、策定に当たっては、相談者の意向や意欲等を十分考慮するとともに、相談者に対して、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援講習付き職業訓練及び生活保護受給者等就労自立促進事業等の就業支援策の活用について、十分な説明や助言等を行うこととし、必要に応じ母子・父子自立支援員、就業支援専門員等の意見等も参考にすること。この場合において、必要に応じて、相談者の児童の保育等に関し、特別の配慮を行うこと。</p> <p>なお、関係機関との連携によりプログラム策定前に支援内容の決定がなされた場合は、プログラムの策定前に支援を実施しても差し支えないこととする。また、策定員は、策定したプログラムを必ず上司に報告すること。</p> <p>ウ 目標達成後のアフターケアの実施</p> <p>ひとり親が自立した状況を維持するためには、プログラムで設定した目標を達成した後にあっても、定期的な面談等により、就業状況や生活状況を確認し、必要に応じて適切なサービスを提供する必要がある。</p> <p>このため、プログラムで設定した目標を達成した後も、達成後の状況を維持できるよう、また、異なる目標が設定できるよう定期的な相談支援を実施するなど、アフターケ</p>

改正後	現 行
	<p>アを実施すること。</p> <p>(3) プログラムに基づく支援について 策定したプログラムに基づく支援を行うに当たっては、安定所との連携による生活保護受給者等就労自立促進事業や母子家庭等就業・自立支援事業等により、きめ細かな自立・就業支援を行うこととする。</p> <p>また、生活保護受給者等就労自立促進事業を活用することが望ましいと考えられる相談者（生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領（職業安定局長通知別添。）の5に該当する者。以下「就労自立促進事業対象者」という。）については、次に掲げる事項について留意すること。</p> <p>ア 就労自立促進事業対象者については、生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領に従い、事業についての説明や意向の確認を十分行い、福祉部門担当コーディネーターと事前に相談・調整の上、要請書、個人票A（生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領別添4-1及び別添4-2参照。）を別に作成することとする。</p> <p>イ 安定所に対する支援要請に際しては、個人情報の提供について就労自立促進事業対象者の同意を得るものとする。</p> <p>イ 策定員は、生活保護受給者等就労支援チーム（生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領別添1参照。以下「就労支援チーム」という。）の構成員として、安定所の生活保護受給者等就労自立促進事業担当責任者及び就労支援ナビゲーターとともに、就労自立促進事業対象者に対し、安定所又は福祉事務所等において面接を実施することとする。</p> <p>面接終了後、就労支援チームはケース会議を実施し、就労自立促進事業対象者に最も適した支援方針を決定することとする。</p> <p>ウ 母子家庭等自立支援担当職員の中から安定所との連絡調整を行う担当者を決める等し、支援開始後も安定所との連絡調整が円滑に進むよう努めること。</p> <p>エ 安定所においては、職場定着指導等のフォローアップを行うとともに、福祉事務所等との情報共有を行うこととしているので、策定員は、安定所から提供された情報やアフターケアを行うなかで把握した課題等を分析し、就業から子育て・生活支援まで様々な施策を適宜組み合わせることにより、ひとり親家庭が自立した状況を維持できるよう支援に努めること。</p>

## 2 関係機関等との連絡調整

相談者への支援内容については、関係機関や関係窓口等との連絡調整を図るとともに、相談者に対し必要な説明や情報提供等を十分に行うこと。  
また、当該事業による支援が必要と思われる者が安定所に直接来訪した際は、安定所か

<p>改正後</p> <p>現 行</p>	<p>ら策定員につなぐよう協力を依頼する等、関係機関との連携体制づくりを行うこととする。</p> <p>3 状況の把握 策定員は、母子・父子自立支援員等と連携して、適宜、対象者の生活や子育て、就業等についての課題克服、自立・就労の状況等を確認し、上司に報告するとともに、必要に応じてプログラムの見直しを行うこと。また、プログラム策定に基づく支援により目標達成した場合であっても、本人からの相談があつた場合には、継続して相談に応じられるよう体制を整えておくこと。</p> <p>4 関係記録の管理・秘密の保持 策定員は、その職務において策定した関係記録を適正に管理・保存するとともに、対象者の秘密を保持すること。</p> <p>第6 関係機関との連携 策定員は、その職務を行うに当たって、安定所、各都道府県能力開発主管部局、その他関係部局、ケースワーカー、母子・父子自立支援員、就業支援専門員、民生委員・児童委員、母子・父子福祉団体、NPO法人、センター等との連携、協力、情報交換等を密に図るよう努めること。</p> <p>第7 国の補助 国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。 補助対象となるプログラム及びアフターケアとは、次の条件を満たしているものとする。</p> <p>1 プログラム 以下の①～③を全て満たしていること。            ① プログラムの策定及びその後の支援に際し、最低2回以上、面接（電話、メール等によるものは含まない。）を行っていること。            ② 別紙様式例1に基づいて、プログラムが策定されていること。            ③ プログラムの策定に当たり、別紙様式例2又は「共通アセスメントツール」を参考にした申込書が作成されている、あるいは、策定されたプログラムに本人の署名・捺印がなされている等により、本人の明確な同意が得られていること。</p> <p>2 アフターケア 以下の①～④を全て満たしていること。</p>
-----------------------	--

改正後	現 行
<p>① プログラムで策定した目標を達成していること。</p> <p>② 概ね月に1回、面談等を行っていること。</p> <p>③ ②の定期的な面談等を1年以上実施すること。</p> <p>④ 別紙様式例1の「経過の記録」等に面談等を実施した記録が記録されていること。</p> <p>※ なお、平成27年度以前からプログラムを策定して支援している場合も、上記①～④を満たす場合には、本事業の補助対象として差し支えない。</p>	

		現 行						
		改正後						
(様式例1) 母子・父子自立支援プログラム (略)								
ケースNo.	面接日時	年 月 日 ( ) ( ) :						
	面接者名	申込形態	□来所	□電話	□紹介 ( )			
氏 名		生年月日	年	月	日	(満 歳)		
現 住 所	〒							
住民登録地	〒							
本籍地	〒							
相談経路	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 友人の紹介 <input type="checkbox"/> 家族・親族の紹介 <input type="checkbox"/> 当事者団体の紹介 <input type="checkbox"/> 警察・病院の紹介 <input type="checkbox"/> 福祉関連機関・施設の紹介 <input type="checkbox"/> その他	(具体的に : ) (具体的に : ) (具体的に : ) (具体的に : ) (具体的に : )						
福祉サービス利用歴								
	年月日	で き ご と						
問題の進展・ 来所に至る 経緯								
前夫(前妻) との関係・養 育費	<input type="checkbox"/> 連絡有り	(定期	・	不定期	<input type="checkbox"/> 連絡無し			
		養育費の支払い、	□有り	□無し(理由	)			
負 債 状 況								
家計の状況								

		現 行	
		相 談 者	面 接 者
生活歴・現在の生活状況			
子育て・保育状況			
健康状態(家族等も含む)			
	主な職歴(勤続経験が長いもの)		
	主な転職理由		
	本人が「自分にとつて向いていた」と考える職業とその理由		
	本人が「自分にとつて不向きだった」と考える職業とその理由		
	本人が有する資格・免許等		
	職種、仕事の内容		
	雇用形態・給与		
	勤務時間・処遇等		
	勤務年数		
	その他		
	相談内容・今後望むこと		面接者の見解
	主訴		

## 現行

## 改正後

		相談内容・今後望むこと		面接者の見解
健 康 に つ いて				
生 活 に つ いて				
・子 育 て に つ いて				
収 入 に つ いて				
養 育 に つ いて				
仕 事 に つ いて				
そ の 他				
自立目標		自立・就労に対する阻害要因		支援方策



(様式例2)

(略)

母子・父子自立支援プログラム策定申込書

〇〇〇〇〇 殿

〔↑あて名は、都道府県等事業主管課長（事業を委託している  
場合は、事業委託先の長）又はこれに準ずる者とする。〕

私は、母子・父子自立支援プログラム策定員による、母子・父子自立支援プログラムの策定を申し込みます。

お名前	印		
お住まい	市・区	町	丁目 番地
連絡先	自宅： ( ) 携帯： ( )	連絡希望時間帯があればご記入ください（時 分～時 分）	
相談（面接） 希望日時 ※日時が確定したら ご連絡いたします。	第1希望 月 日 ( ) 時 分	第2希望 月 日 ( ) 時 分	その他
〈主に相談したい内容をご記入ください。〉			

〔※ 本様式を作成する目的は、母子・父子自立支援プログラムの策定に当たって、支援対象者本人の意思により  
申込みが行われたことを証明するために作成することである。〕

別紙 「離婚前後親支援モデル事業の実施について」の一部改正新旧対照表

		現 行	子 発 0626 第 2 号 令和元年 6 月 26 日
		改 正	子 発 0626 第 2 号 令和元年 6 月 26 日
			一部改正 子 発 ※※ 第※号 令和※年※月※日
各	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	厚生労働省子ども家庭局長 (公印省略)	厚生労働省子ども家庭局長 (公印省略)
		離婚前後親支援モデル事業の実施について	離婚前後親支援モデル事業の実施について
			標記について、別紙のとおり「離婚前後親支援モデル事業実施要綱」を定め、平成31年4月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。
			各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。
			なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

改正後	現 行
<p>別紙 離婚前後親支援モデル事業実施要綱</p> <p>1 目的 この事業は、離婚を考える父母等に対し、離婚後も子どもが心身ともに健やかに育成できる機会を提供する。また、離婚後も子どもが心身ともに生活等についての支援を受ける。対象者は、離婚後も子どもが心身ともに健やかに育成できる機会を提供する。対象者は、離婚後も子どもが心身ともに生活等についての支援を受ける。</p> <p>2 實施主体 實施主体は、都道府県、指定都市、中核市、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村（以下、「都道府県等」という。）と zwar。なお、都道府県等は事業の全部又は一部を母子・父子福祉団体、NPO法人等事業を適切に実施できる者に委託することとする。</p> <p>3 対象者 対象者は、離婚を考える父母、ひとり親家庭の親、離婚後に子供とともに別居している親及び寡婦（以下、「ひとり親家庭等」という。）とする。</p> <p>4 事業内容及び実施方法</p> <p>(1) 事業内容 都道府県等は、次の①及び②の支援をあわせて実施するものとする。</p> <p>① 親支援講座 ひとり親家庭等を対象に、離婚を考える際や離婚後ににおける子どもとの接し方、離婚手続き、養育費の支払いや面会交流に関する取り決め方法、子どもの年齢に応じた生活設計等について、学識経験者等による講義、当事者同士がお互いの意見を交換するためのグループ討議を実施する。</p> <p>② ひとり親家庭支援施策等に関する情報提供 親支援講座の受講者を対象に、利用可能なひとり親家庭への支援施策や相談窓口に関する情報を提供する。</p> <p>③ 養育費の履行確保等に資する事業</p> <p>・公正証書の作成への支援</p>	<p>別紙 離婚前後親支援モデル事業実施要綱</p> <p>1 目的 この事業は、離婚を考える父母等に対し、離婚後も子どもが心身ともに健やかに育成できる機会を提供する。対象者は、離婚後も子どもが心身ともに生活等についての支援を受ける。</p> <p>2 實施主体 實施主体は、都道府県、指定都市、中核市、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村（以下、「都道府県等」という。）と zwar。なお、都道府県等は事業の全部又は一部を母子・父子福祉団体、NPO法人等事業を適切に実施できる者に委託することとする。</p> <p>3 対象者 対象者は、離婚を考える父母、ひとり親家庭の親、離婚後に子供と一緒に別居している親及び寡婦（以下、「ひとり親家庭等」という。）とする。</p> <p>4 事業内容及び実施方法</p> <p>(1) 事業内容 都道府県等は、次の①及び②の支援をあわせて実施するものとする。</p> <p>① 親支援講座 ひとり親家庭等を対象に、離婚を考える際や離婚後ににおける子どもとの接し方、離婚手続き、養育費の支払いや面会交流に関する取り決め方法、子どもの年齢に応じた生活設計等について、学識経験者等による講義、当事者同士がお互いの意見を交換するためのグループ討議を実施する。</p> <p>② ひとり親家庭支援施策等に関する情報提供 親支援講座の受講者を対象に、利用可能なひとり親家庭への支援施策や相談窓口に関する情報を提供する。</p> <p>③ 養育費の履行確保等に資する事業</p> <p>・公正証書の作成への支援</p>

改正後	現行
・養育費の取り決め等に関する弁護士への相談に関する支援 ・養育費に係る保証契約における保証料への支援 など、養育費の履行確保等に資するものとして考えられる支援を、地域の実情に応じて実施する。	
(2) 実施方法	
(1) 都道府県等は、親支援講座については、地域の実情に応じて、講義・グループ討議のいずれか又は両方を実施することができるものとする。 ① 親支援講座に実施に当たつては、学識経験者、元家庭裁判所調査官など離婚問題に専門知識を有する者、ひどい親家庭等への支援を実施する民間に適切に行うべきこと。また、グループ討議の進行を適切に行うべきこと。 ② 意見を聞くことができる選任場の当事者の意見を聞くこと。 ③ ひとり親家庭の内容や口等をわかりやすく記載したパンフレットを配布するなど、ひとり親家庭等が利用可能な支援施策等の情報を適切に把握できること。	(2) 実施方法 ① 都道府県等は、親支援講座については、地域の実情に応じて、講義・グループ討議のいずれか、元家庭裁判所調査官など離婚問題に専門知識を有する者、ひどい親家庭等への支援を実施する民間に適切に行うべきこと。 ② 意見を聞くことができる選任場の当事者の意見を聞くこと。 ③ ひとり親家庭の内容や口等をわかりやすく記載したパンフレットを配布するなど、ひとり親家庭等が利用可能な支援施策等の情報を適切に把握できること。
(3) 留意事項	
(1) 個人情報の管理について	(1) 個人情報の管理について 都道府県等は、個人情報の適切な管理に十分留意し、業務上知り得た情報が漏洩するなどのないよう、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。 また、受講者から具体的な支援の実施のため、必要に応じた相談が行われた場合は、効率的・効果的な支援の実施のため、必要に応じた相談が行われた場合は、受講者から同意を得た上で取組への取り次ぎが可能となるよう、受講者から同意を得た上で、関係者間で情報の共有を行うこと。 なお、事業の全部を委託して実施する場合は、これらの個人情報の取扱いについて、委託先との契約において定めること。 (2) 実施に当たっての配慮について

現 行	改正後
親支援講座の実施に当たっては、ひとり親家庭等が置かれている状況に配慮し、平日夜間・土日祝日の開催や託児サービスの実施など、地域のひとり親家庭等の生活実態やニーズ等を踏まえ実施すること。	親支援講座の実施に当たっては、ひとり親家庭等が置かれている状況に配慮し、平日夜間・土日祝日の開催や託児サービスの実施など、地域のひとり親家庭等の生活実態やニーズ等を踏まえ実施すること。
6 事業計画書等の提出 都道府県等は、本実施要綱に基づくモデル事業について、国の補助を受けて実施する場合は別紙様式1、③の支援を実施する場合は別紙様式2)を提出するものとし、事業終了後においては、翌年度4月末までに実施状況報告書(①及び②の支援を実施する場合は別紙様式3、③の支援を実施する場合は別紙様式4)を提出するものとする。	6 事業計画書等の提出 都道府県等は、本実施要綱に基づくモデル事業について、国の補助を受けて実施する場合は別紙様式1、③の支援を実施する場合は別紙様式1)を提出するものとし、事業終了後においては、翌年度4月末までに実施状況報告書(別紙様式2)を提出するものとする。
7 事後評価の実施 都道府県等は、事業を実施するに当たり、受講者や委託先団体等から意見聴取、アンケートなどを実施し、本事業の効果等について、事後に評価を行うものとする。 なお、事後評価の結果については、実施状況報告書(別紙様式3及び4)により報告するものとする。	7 事後評価の実施 都道府県等は、事業を実施するに当たり、受講者や委託先団体等から意見聴取、アンケートなどを実施し、本事業の効果等について、事後に評価を行うものとする。 なお、事後評価の結果については、実施状況報告書(別紙様式3及び4)により報告するものとする。
8 国の補助 国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるとところにより補助するものとする。	8 国の補助 国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるとところにより補助するものとする。

改正後	現 行
(別紙様式1)	(別紙様式1)
令和 年 月 日 厚生労働省子ども家庭局長 (自治体名) 印	令和 年 月 日 厚生労働省子ども家庭局長 (自治体名) 印
令和〇〇年度 離婚前後親支援モデル事業に関する事業計画書 <u>(親支援講座、ひとり親家庭支援施策等に関する情報提供)</u>	
<p>1. 事業の実施時期</p> <p>2. 事業委託先（予定）の概要 ・団体名、代表者名、所在地 ・委託先におけるひとり親家庭支援の活動実績</p> <p>3. 事業計画の内容</p> <p>(1) 親支援講座の形式（講座、グループ討議）</p> <p>(2) 受講者数（見込み（延べ人数）） ①離婚を考える父母：_____人（母：_____人、父：_____人） ②ひとり親：_____人（母子家庭の母：_____人、父子家庭の父：_____人） ③離婚後の別居親：_____人（母：_____人、父：_____人） ④寡婦：_____人</p> <p>(3) 開催回数（予定） 講座：_____回、グループ討議：_____回</p> <p>(4) 開催日時（予定（曜日、時間帯など具体的に記載）） (5) 開催場所（児童館、公民館など具体的に記載） (6) 講師（弁護士、大学教授など具体的に記載）</p> <p>(2) 受講者数（見込み（延べ人数）） ①離婚を考える父母：_____人（母：_____人、父：_____人） ②ひとり親：_____人（母子家庭の母：_____人、父子家庭の父：_____人） ③離婚後の別居親：_____人（母：_____人、父：_____人） ④寡婦：_____人</p> <p>(3) 開催回数（予定） 講座：_____回、グループ討議：_____回</p> <p>(4) 開催日時（予定（曜日、時間帯など具体的に記載）） (5) 開催場所（児童館、公民館など具体的に記載） (6) 講師（弁護士、大学教授など具体的に記載）</p>	

改正後		現 行
(別紙様式2)	改正後	(新規)
令和〇〇年 厚生労働省子ども家庭局長	令和〇〇年 月 日 (自治体名) 印	
1. 事業概要 (支援の内容について具体的に記載)	2. 事業実施にあたり考慮した内容 (有識者の意見、地域の実情など具体的に記載)	3. 支援対象者数 (見込み (実人数)) ①離婚を考える父母： <u>      </u> 人 (母： <u>      </u> 人、父： <u>      </u> 人) ②ひとり親： <u>      </u> 人 (母子家庭の母： <u>      </u> 人、父子家庭の父： <u>      </u> 人) ③寡婦： <u>      </u> 人 ※複数の支援を実施する場合は、支援の内容毎に見込まれる人数を記載すること。
		4. 事業による効果の把握方法 (支援後の養育費の取り決めの有無や支払状況の把握など、具体的に記載)

改正後  (別紙様式3)	現 行  (別紙様式2)
令和 年 月 日 厚生労働省子ども家庭局長 (自治体名) 印	令和 年 月 日 厚生労働省子ども家庭局長 (自治体名) 印
令和〇〇年度 離婚前後親支援モデル事業に関する実施状況報告 <u>(親支援講座、ひとり親家庭支援施策等に関する情報提供)</u>	
1. 事業委託先の概要 ・団体名、代表者名、所在地	
2. 事業実績 (1) 親支援講座の形式 (講座、グループ討議)	
(2) 受講者数 (延べ人数)	
①離婚を考える父母：_____人 (母：_____人、父：_____人) ②ひとり親：_____人 (母子家庭の母：_____人、父子家庭の父：_____人) ③離婚後の別居親：_____人 (母：_____人、父：_____人) ④寡婦：_____人	
(3) 開催回数 講座：_____回、グループ討議：_____回	
(4) 開催日時 (曜日、時間帯など具体的に記載)	
(5) 開催場所 (児童館、公民館など具体的に記載)	
(6) 講師 (弁護士、大学教授など具体的に記載)	
令和〇〇年度 離婚前後親支援モデル事業に関する実施状況報告 <u>(自治体名)</u> 印	

現 行	改正後
<p>(7) 親支援講座の実施にあたり工夫したこと（具体的に記載）</p> <p>(8) ひとり親家庭支援施策等の情報提供の方法及び内容（具体的に記載）</p> <p>3. 事後評価結果（事後評価の方法、事業実施による効果等を具体的に記載）</p> <p>4. 事業実績額（対象経費の具体的な支出内訳（人件費、事務費等）を記載）</p> <p>※その他事業実施にあたり作成したパンフレット等の参考資料を添付すること。</p>	<p>(7) 親支援講座の実施にあたり工夫したこと（具体的に記載）</p> <p>(8) ひとり親家庭支援施策等の情報提供の方法及び内容（具体的に記載）</p> <p>3. 事後評価結果（事後評価の方法、事業実施による効果等を具体的に記載）</p> <p>4. 事業実績額（対象経費の具体的な支出内訳（人件費、事務費等）を記載）</p> <p>※その他事業実施にあたり作成したパンフレット等の参考資料を添付すること。</p>

改正後		現 行
(別紙様式4)	令和 年 月 日	(新規)
厚生労働省子ども家庭局長  印	令和〇〇年度 離婚前後親支援モデル事業に関する実施状況報告 (養育費の履行確保等に資する事業)	
	<p>1. 事業概要（支援の内容について具体的に記載）</p> <p>2. 事業実績（支援対象者数（実人数））</p> <p>①離婚を考える父母：<u>      </u>人（母：<u>      </u>人、父：<u>      </u>人）      ②ひとり親：<u>      </u>人（母子家庭の母：<u>      </u>人、父子家庭の父：<u>      </u>人）      ③寡婦：<u>      </u>人      ※複数の支援を実施する場合は、支援の内容毎に人数（実人数）を記載する      こと。</p> <p>3. 事後評価結果（事後評価の方法、事業実施による効果等を具体的に記載）</p> <p>4. 事業実績額（対象経費の具体的な支出内訳（人件費、事務費等）を記載）</p>	<p>※その他事業実施にあたり作成したパンフレット等の参考資料を添付する      こと。</p>

## 資料18

(案)

子発※※第※号  
令和2年※月※日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省子ども家庭局長  
(公 印 省 略)

### 社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業実施要綱」を定め、令和2年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれでは、管内市町村等への周知を図るとともに、本事業の円滑な実施にご配慮いただくようお願いする。

## 別紙

### 社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業実施要綱

#### 第1 目的

本事業は、社会保障・税番号制度に係る情報連携について、児童扶養手当受給者情報の円滑な把握や、データ標準レイアウトの改版に伴うシステム改修を行うことにより、児童扶養手当制度における社会保障・税番号制度を活用した情報連携を推進することを目的とする。

#### 第2 実施主体

都道府県、市、福祉事務所設置町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下「都道府県等」という。）

#### 第3 事業内容

社会保障・税番号制度に係る情報連携について、児童扶養手当受給者情報の円滑な把握や、データ標準レイアウトの改版に対応するため、システム設計・プログラム開発等を行う。

#### 第4 経費の補助

国は、都道府県等が本事業のために支出した費用について、別に定めるところにより、予算の範囲内で補助するものとする。

## 別紙 「母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱」の一部改正新旧对照表（案）

		現 行	改正後
		別 紙	別 紙
	母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱	母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱	母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱
(通則)			
1 略			
(通則)			
1 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金においては、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年 厚生省 労働省 令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。			
(交付の目的)			
2 この補助金は、都道府県等が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業等の母子家庭等に対する事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もつて地域における母子家庭等対策の一層の普及促進を図ることを目的とする。			
(交付の対象)			
3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の事業とする。			
(1) 平成20年7月22日雇児発第0722003号「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭等就業・自立支援事業			
(2) 平成26年9月30日雇児発0930第13号「ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭等日常生活支援事業並びに市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業			
(3) 平成28年4月1日雇児発0401第31号「ひとり親家庭等生活向上事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭等生活向上事業			

改正後	現 行
	<p>(4) 平成 26 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 3 号「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業</p> <p>(5) 平成 27 年 4 月 10 日雇児発 0410 第 5 号「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行うひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業</p> <p>(6) 平成 26 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 4 号「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子・父子自立支援プログラム策定事業</p> <p>(7) 平成 26 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 5 号「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行うひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業</p> <p>(8) 令和元年 6 月 26 日子発 0626 第 2 号「<u>令和元年離婚前後親支援モデル事業の実施について</u>」に基づき、各都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う離婚前後親支援モデル事業</p> <p>(9) 令和 2 年 <u>※月※日子発※※※第※号</u>「<u>社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業について</u>」に基づき、各都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）が行う社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、(1) のア (イ)、イ及び(2) により算出された額（事業ごとに算出された額）に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1) 3 の (6) 以外の事業</p> <p>ア 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業（3 の (1) (4) (5) (7) (8) (9) については市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業を含む。）</p> <p>(ア) 別表第 2 欄の各種目（3 の (4) にあっては第 3 欄の 1 及び 2）ごとに、第 3 欄に定める基準額と第 4 棄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の</p>

現 行	
改正後	<p>方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>アの(ア)に準じて選定された額（3の（2）の事業については、選定された額から平成26年9月30日雇児福発0930第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による微収額を控除した額）に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(2) 3の（6）の事業 別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> <p>(交付額の下限) 5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、10千円に満たない場合は、交付の決定を行わないものとする。</p> <p>(交付の条件) 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないで、この</p>
方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。	<p>(イ)(ア)により選定された額（3の（2）の事業については、選定された額から平成26年9月30日雇児福発0930第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による微収額を控除した額）に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>アの(ア)に準じて選定された額（3の（2）の事業については、選定された額から平成26年9月30日雇児福発0930第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による微収額を控除した額）に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(2) 3の（6）の事業 別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> <p>(交付額の下限) 5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、10千円に満たない場合は、交付の決定を行わないものとする。</p> <p>(交付の条件) 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないで、この</p>

改正後	現 行
	<p>補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。</p> <p>(4) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもつて管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならぬ。</p> <p>(6) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。</p> <p>(7) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を逓減なく間接補助事業者に交付しなければならない。</p> <p>(8) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(6)に掲げる条件を付さなければならない。</p> <p>この場合において(1)、(2)及び(4)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(3)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(6)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。</p> <p>(9) (8)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(10) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があつた場合は、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子</p>

改正後	現 行
<p>家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業、離婚前後親支援モデル事業 <b>障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業</b></p> <p>市町村長は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれをとりまとめのうえ、毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>8 市町村長は、別紙様式第3による申請書を毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。</p> <p>(補助金の概算払)</p> <p>10 厚生労働大臣は、必要があると認めると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業、離婚前後親支援モデル事業 <b>及の社会保</b></p>	<p>家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業及び離婚前後親支援モデル事業 市町村長は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれをとりまとめのうえ、毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 上記(1)以外の事業別紙様式第3による申請書を毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、毎年度別に定める日までに行うものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。</p> <p>(補助金の概算払)</p> <p>10 厚生労働大臣は、必要があると認めると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業、離婚前後親支援モデル事業 <b>及の社会保</b></p>

改正後	現 行
<p><b>障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業</b></p> <p>市町村長は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日（6の（2）より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は都道府県知事が別に定める日のいすれか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月末日（6の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>（2） 略</p>	<p>市町村長は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日（6の（2）より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は都道府県知事が別に定める日のいすれか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、前記報告書を受 理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月末日（6の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>（2） 上記（1）以外の事業 別紙様式第5による報告書を、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日（6の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は翌年度4月末日のいすれか早い日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>（補助金の返還）</p> <p>12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>（その他）</p> <p>13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>





別 表		改訂後		現行	
18ヶ所	2箇所	イ 講習会場等 1,350円×延活動単位数	3事件単位	4文系経費 1×分	別 表 1×分 2箇所 イ 講習会場等 1,110円×延活動単位数
ウ 下駄、深夜等(18:00～翌日9:00)などの宿泊する場合については、宿泊分(22時間～36時間)の時間によっては次の二つの割合とする。 (ア)児童1人の場合 1,120円×延活動単位数 (イ)児童2人の場合 1,120円×延活動単位数×1.5 (シ)児童3人の場合 1,120円×延活動単位数×2 (ス)児童4人の場合 1,120円×延活動単位数×2.5 (ト)児童5人の場合 1,120円×延活動単位数×3 エ 宿泊料 4,480円×延宿泊単位数 オ 移動時間 移動時間については、訪問先が決めて移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,800円を乗じて得た額とする。 1,800円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0円 (イ)30分以上時精大満は、0.5単位 (ガ)1時間以上は1単位 (2)生活援助 ア 洋服、半袖シャツの延活動時間(9:00～18:00) 1,800円×延活動単位数 イ 片頭、寝袋等(18:00～翌日9:00) 2,320円×延活動単位数 ウ 移動時間 移動時間については、訪問先から決めて移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,800円を乗じて得た額とする。 1,800円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0円 (イ)30分以上時精大満は、0.5単位 (ガ)1時間以上は1単位 (2)生活援助 ア 洋服、半袖シャツの延活動時間(9:00～18:00) 1,800円×延活動単位数 イ 片頭、寝袋等(18:00～翌日9:00) 2,320円×延活動単位数 ウ 移動時間 移動時間については、訪問先が決めて移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,800円を乗じて得た額とする。 1,800円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0円 (イ)30分以上時精大満は、0.5単位 (ガ)1時間以上は1単位 3 次に(1)と算出した額の合計額 1 ひとり親家庭等の半額 (1)か所当どり 1,134,000円 (2)地域の民間団体の訪問等による活動、訪問用料、見 守り支援を行う場合に算出する額 1,265,000円 2 子どもの生活・学習支援事業 1 ひとり親家庭等の半額 (1)集合型により実施する場合:(3)(1)～(2)及び(3)の合計 (2)派遣型により実施する場合:(3)(1)及び(3)の合計 (3)集合型による派遣の町を実施する場合:(1)～(3)の合計 ①半務費 1実施(1体当たり) 2,671,000円 ※会計の場合は、派遣主体を事業主体等に読み替える。	1×分 2箇所 イ 講習会場等 1,110円×延活動単位数 ウ 下駄、深夜等(18:00～翌日9:00)などの宿泊する場合について、(1)の割合とする。 (ア)児童1人の場合 (イ)児童2人の場合 1,200円×延活動単位数×1.5 (シ)児童3人の場合 1,200円×延活動単位数×2 (ス)児童4人の場合 1,200円×延活動単位数×2.5 (ト)児童5人の場合 1,200円×延活動単位数×3 エ 宿泊料 3,680円×延宿泊単位数 オ 移動時間 移動時間については、訪問先が決めて移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,800円を乗じて得た額とする。 1,800円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0円 (イ)30分以上時精大満は、0.5単位 (ガ)1時間以上は1単位 (2)生活援助 ア 洋服、半袖シャツの延活動時間(9:00～18:00) 1,800円×延活動単位数 イ 片頭、寝袋等(18:00～翌日9:00) 1,910円×延活動単位数 ウ 移動時間 移動時間については、訪問先が決めて移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,800円を乗じて得た額とする。 1,800円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0円 (イ)30分以上時精大満は、0.5単位 (ガ)1時間以上は1単位 3 次に(1)と算出した額の合計額 1 ひとり親家庭等の半額 (1)か所当どり 1,134,000円 (2)地域の民間団体の訪問等による活動、訪問用料、見 守り支援を行う場合に算出する額 1,265,000円 2 子どもの生活・学習支援事業 1 ひとり親家庭等の半額 (1)集合型により実施する場合:(3)(1)～(2)及び(3)の合計 (2)派遣型により実施する場合:(3)(1)及び(3)の合計 (3)集合型による派遣の町を実施する場合:(1)～(3)の合計 ①半務費 1実施(1体当たり) 2,671,000円 ※会計の場合は、派遣主体を事業主体等に読み替える。				

改訂後 現行

別 表		別 表			
1次分	2種H	3其の種	4文系経費	5助手下	6事業費(集合型)
		(2)平素費(集合型) ア 1次施主料当たり 7,664,000円 イ 施施日数に応じてアに加算する金額 105日～136日 1,834,000円 157日～208日 2,065,000円 209日以上 11,497,000円			ア 1次施主料当たり 7,540,000円 イ 施施日数に応じてアに加算する金額 105日～156日 3,371,000円 157日～208日 3,541,000円 209日以上 11,311,000円
		※承認の場合は、ア施主料を事実上適用せず等に読み替える。 (3)平素費(派遣型) ア 1回の訪問が11回の場合 2,760円×訪問回数 イ 1回の訪問が半日以内の場合 5,850円×訪問回数 ※1 上記(2)イの実施日数は、半業実施料のみ実施日数の合計とする。			※承認の場合は、次施主料を事実上適用せず等に読み替える。 ①平素費(派遣型) ア 1回の訪問が11回の場合 2,760円×訪問回数 イ 1回の訪問が半日以内の場合 5,850円×訪問回数 ※1 上記(2)イの実施日数は、半業実施料のみ実施日数の合計とする。
		(1)実施準備経費(1施設場所当たり) ア 改修費等 1,000,000円 イ 礼金及び料金(料金実施前月分) 600,000円 ※2 合計年度中に支払われるものに限る。			②実施準備経費(1施設場所当たり) ア 改修費等 4,000,000円 イ 礼金及び料金(料金実施前月分) 600,000円 ※2 合計年度中に支払われるものに限る。
		次により算出した額の合計額 1 直立支撑台訓練給付金事業 (1) 一般貸付 株式会社A 教育訓練経費の60%相当額20,000円以下から費用保険料はござ る。一般教育訓練給付金の支給額を算出し、引いた額とする。 (12,000円以下)(1)			次により算出した額の合計額 1 口立支撑台訓練給付金事業 (1) 一般貸付 株式会社A 教育訓練経費の60%相当額20,000円以下から費用保険料はござ る。一般教育訓練給付金の支給額を算出し、引いた額とする。 (12,000円以下)(1)
		教育訓練経費の60%相当額20,000円以下から費用保険料はござ る。一般教育訓練給付金の支給額を算出し、引いた額とする。 ※等一一般教育訓練給付金についての規定は令和元年10月1日 の制度開始以後適用する。			※等一一般教育訓練給付金についての規定は令和元年10月1日 の制度開始以後適用する。
		(3) 令和元年教育訓練給付金専門資格の取扱を口指すものに限 るの支給を受けない受給資格者 教育訓練経費の60%相当額20,000円以下から費用保険料はござ る。一般教育訓練給付金の支給額を算出し、引いた額とする。			(3) 令和元年教育訓練給付金専門資格の取扱を口指すものに限 るの支給を受けない受給資格者 教育訓練経費の60%相当額20,000円以下から費用保険料はござ る。一般教育訓練給付金の支給額を算出し、引いた額とする。
		※等一新規登録料金の支給額は200,000円以下 (12,000円以下)			※等一新規登録料金の支給額は200,000円以下 (12,000円以下)
		2 高等職業訓練給付金等事業 (1)高等職業訓練給付金等事業 ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×支給延月数 イ 平成20年度以後平成23年度以前に修業を開始した者 (ア) 市町村民料非課税料等に適用する者 141,000円×支給延月数 (イ) 市町村民料非課税料等に適用する者 70,300円×支給延月数			2 高等職業訓練給付金等事業 (1)高等職業訓練給付金等事業 ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×支給延月数 イ 平成20年度以後平成23年度以前に修業を開始した者 (ア) 市町村民料非課税料等に適用する者 141,000円×支給延月数 (イ) 市町村民料非課税料等に適用する者 70,300円×支給延月数

別 表		改訂後		現行		
1)次分	2)直前	3)其件額	4)文系経費	5)助手下	6)支拂額	
		ヴァ 下限24年度以後に修業を開始した者 (ア) 市町村公務旅費標準に附する者 a 番成課修了までの最後の12月の者 110,000円×支給延日数 b a以外の者 100,000円×支給延日数 (イ) 市町村税理税帯に属する者 a 番成課修了までの最後の12月の者 110,500円×支給延日数 b a以外の者 110,500円×支給延日数 (2) 高等機器導入課修了支援給付金 ア 由町村民税標準に属する者 70,300円×支給延日数 30,000円×支給件数 イ a以外の者 25,000円×支給件数	1)×分	2)直前	3)支拂額 4)文系経費 5)助手下	ウ 平成24年度以後に修業を開始した者 (ア) 市町村公務旅費標準に附する者 110,000円×支給延日数 b a以外の者 100,000円×支給延日数 (イ) 市町村税理税帯に属する者 a 番成課修了までの最後の12月の者 110,500円×支給延日数 b a以外の者 110,500円×支給延日数 (2) 高等機器導入課修了支援給付金 ア 由町村民税標準に属する者 70,300円×支給延日数 30,000円×支給件数 イ a以外の者 25,000円×支給件数
		次により算出した額の合計額 1 受講料「学年料」 ア 令和3年3月11日未満に選択を終了した者 受講料の20%相当額(4,000円以下) イ 令和3年4月1日以降に選択を終了した者 受講料の40%相当額(4,000円以下)	3~4	次により算出した額の合計額 1 受講料「学年料」 受講料の20%相当額(4,000円以下) 2 合格料給付金 受講料の40%相当額	3~4 次により算出した額の合計額 1 受講料「学年料」 受講料の20%相当額(4,000円以下) 2 合格料給付金 受講料の40%相当額	
		次により算出した額の合計額 1 受講料「学年料」 受講料の40%相当額 イ 全てがセミナーレッスンを受けた者 受講料の40%相当額 2 合格料給付金 受講料の40%相当額 ア 全てがセミナーレッスンを受けた者 受講料の40%相当額 イ 全てがセミナーレッスンを受けた者 受講料の40%相当額 (1と2を合計した額の上限は150,000円)	10 / 10	母子・父自立 支援プログラム費 定事業に貢献が報 酬、報償費、奨金 (1) プログラム当たり 20,000円 ※創出対象となるプログラムは、プログラムの策定に及ぼす 後の文部省、大臣認定、公認認定、メール等による もの(内閣官房)においてあるものとする。 (2) プログラムで認定した日数を超過した後、1年以内定期的に アンケートを行な場合、1プログラム当たり20,000円を割算 する。 (3) ハヤシアコニタルクトによる補利受講経費 1実施主体当たり 97,000円	母子・父自立 支援プログラム費 定事業に貢献が報 酬、報償費、奨金 (1) プログラム当たり 20,000円 ※創出対象となるプログラムは、プログラムの策定に及ぼす 後の文部省、大臣認定、公認認定、メール等による もの(内閣官房)においてあるものとする。 (2) プログラムで認定した日数を超過した後、1年以内定期的に アンケートを行な場合、1プログラム当たり20,000円を割算 する。	

別 表					現行		
改訂後			別 表				
1次分	2種H	3事件額	1次H	2種H	3事件額	4対象経費	5割合率
ひとり親家庭への組合額 (1)商業・旅館・宿泊等による相談窓口の強化 1か所当たり 5,000,000円 (2)集団相談の実施による相談窓口の強化 1か所当たり 3,100,000円	1/2						
離婚前後親支 援七手 手数料	離婚前 後親支 援七手 手数料	次に上り算出した額の合計額 1か所当たり 1,683,000円	離婚前後親支 援七手 手数料	次に上り算出した額の合計額 1か所当たり 1,683,000円	離婚前後親支 援七手 手数料	離婚前後親支 援七手 手数料	1 / 2
社会扶助 金	社会扶助 金	社会扶助金必要上課的会話 243	社会扶助 金	社会扶助金必要上課的会話 243	社会扶助 金	社会扶助金必要上課的会話 243	

	<p>別紙様式第1</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金調書</p> <p style="text-align: right;">都道府県(指定都市・中核市・市町村)名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">国</th><th rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">補助率</th><th colspan="7" style="text-align: center;">地方公共団体</th><th rowspan="2" style="text-align: center;">備考</th></tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">歳出予算科目</th><th colspan="2" rowspan="2" style="text-align: center;">交付決定の額</th><th colspan="3" style="text-align: center;">歳入</th><th colspan="5" style="text-align: center;">歳出</th></tr> <tr> <th style="text-align: center;">科目</th><th style="text-align: center;">予算額</th><th style="text-align: center;">収入額</th><th style="text-align: center;">科目</th><th style="text-align: center;">予算額</th><th style="text-align: center;">うち国庫補助金 相当額</th><th style="text-align: center;">支出国額</th><th style="text-align: center;">うち国庫補助金 相当額</th></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注)</p> <p>1. 科目は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。    2. 「予算額」は、歳入にあっては、当期予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当期予算額、補正予算額、予備費支出国額、流用増減額等の区分を明かにして記載すること。    3. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。</p>	国		補助率	地方公共団体							備考	歳出予算科目	交付決定の額		歳入			歳出					科目	予算額	収入額	科目	予算額	うち国庫補助金 相当額	支出国額	うち国庫補助金 相当額																						
国		補助率	地方公共団体							備考																																											
歳出予算科目	交付決定の額		歳入			歳出																																															
			科目	予算額	収入額	科目	予算額	うち国庫補助金 相当額	支出国額	うち国庫補助金 相当額																																											
参考	<p>別紙様式第1</p> <p>(略)</p>																																																				

改正後		現 行	
番号	年月日	番号	年月日
厚生労働大臣 殿	厚生労働大臣 殿	市町村長 印	市町村長 印
母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の交付申請について		母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の交付申請について	
標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。		標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。	
<p>1 国庫補助金交付申請額 金</p> <p>母子家庭等就業・自立支援事業（一般市等就業・支援自立支援事業） 金 円            母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業 金 円            ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 金 円            母子・父子自立支援プログラム策定事業 金 円            ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業 金 円            離婚前後親支援モデル事業 金 円  <b>社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業 金 円</b></p>		<p>1 国庫補助金交付申請額 金 円</p> <p>母子家庭等就業・自立支援事業（一般市等就業・支援自立支援事業） 金 円            母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業 金 円            ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 金 円            母子・父子自立支援プログラム策定事業 金 円            ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業 金 円            離婚前後親支援モデル事業 金 円</p>	
<p>2 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調書（別表1）            3 母子家庭等対策総合支援事業内訳書（別表2）</p> <p>(添付書類)            (1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）            (2) その他参考となる資料</p>		<p>2 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調書（別表1）            3 母子家庭等対策総合支援事業内訳書（別表2）</p> <p>(添付書類)            (1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）            (2) その他参考となる資料</p>	
		<p>(注) 変更交付申請の場合は、表題の「交付申請」を「変更交付申請」とし、「1 交付申請額」には、前回の交付決定額、今回の交付申請額及び前回の交付決定額と今回の交付決定額の差額を記載すること。</p> <p>(注) 変更交付申請の場合は、表題の「交付申請」を「変更交付申請」とし、「1 交付申請額」には、前回の交付決定額、今回の交付申請額及び前回の交付決定額と今回の交付決定額の差額を記載すること。</p>	

改正後	現 行
<p>別紙様式第3 略</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 印 中核市市長</p> <p>母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の交付申請書類について</p> <p>標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1 國庫補助金交付申請額 金 円      2 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調書(別表1)      3 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額明細書(別表2)      4 母子家庭等対策総合支援事業内訳書(別表3)</p> <p>(添付書類)</p> <p>(1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。)</p> <p>(2) その他参考となる資料</p> <p>(注) 変更交付申請の場合は、「交付申請」を「変更交付申請」とし、「1 交付申請額」には、前回の交付決定額、今回の交付申請額及び前回の交付決定額と今回の交付決定額の差額を記載すること。</p>	<p>番号 年月日</p>

改正後

別紙様式第4 暫

別紙様式第4

現 行

番 号  
年 月  
号 日

市 町 村 長 印

厚 生 労 動 大 臣 殿

番 号  
年 月  
号 日

母子家庭等対策総合支援事業の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金精算書（別表1）
- 2 母子家庭等対策総合支援事業内訳書（別表2）

（添付書類）

- (1) 当該年度の歳入歳出決算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出額を備考欄に明記すること。）
- (2) その他参考となる資料

改正後	現 行
<p>別紙様式第5 略</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 中核市市長</p> <p>母子家庭等対策総合支援事業の事業実績報告について</p> <p>標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。</p> <p>1 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金精算書（別表1）      2 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金実績調書（別表2）      3 母子家庭等対策総合支援事業内訳書（別表3）</p> <p>（添付書類）      (1) 当該年度の歳入歳出決算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出額を備考欄に明記すること。）      (2) その他参考となる資料</p>	<p>番号 年月日 印</p>